



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	維新の変革と幕臣の系譜：改革派勢力を中心に（2） ー国家形成と忠誠の転移相克ー
Author(s)	菊地, 久; KIKUCHI, Hisashi
Citation	北大法学論集, 30(4), 91-123
Issue Date	1980-03-24
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/16296
Type	departmental bulletin paper
File Information	30(4)_p91-123.pdf



維新の変革と幕臣の系譜…改革派勢力を中心に (二)

——国家形成と忠誠の転移相克——

菊 地 久

〈目 次〉

はじめに…問題の発端と所在

第一章 幕府における改革派勢力の形成

——幕藩体制秩序と忠誠、その背反の萌

第一節 嘉永末・安政年間における幕政改革(二九卷三・四号)

第二節 改革派勢力における体制秩序と忠誠(以上本号)

第二章 幕府における改革派勢力の拡大とその分裂

——国家の発見・個人の析出と忠誠の転移相克

第三章 明治国家の形成と幕府改革派の後身グループ

——封建的忠誠の解体と帰一、その諸相

おわりに

「外敵」の出現を契機として幕藩体制の制度的な枠組が大きく動揺、それがそのまま実質的な中央権力たる幕府の政治支配に跳ね返っていったことは、嘉永末・安政年間のこととして既に概観した一部の公卿大名や諸藩草莽の「有志」者の動き、わけても後者の政治的な急進化の動きを通して、これをはつきりと読み取ることが出来る。日米通商条約調印・将軍後嗣決定の両問題が争点となり、そこに大老井伊直弼の登場が加わってとりわけ顕著となった一方における朝廷への接近、他方における藩の枠を越えた相互の同志的な交流や政治的な提携、こうした中での「義挙」の画策と自発的な脱藩行動等々。これらはいずれも既存の政治ルートや社会秩序からの逸脱に他ならず、斯くの如き變動のエネルギーを有効に統合し得なかつた所に、幕府の改革政治の事半での低迷があり、続く強権の発動の破綻があったのである。

が、翻えてその幕府の政策動向を辿るなら、先の改革政治に関しては、このような蹉跎の経緯にも拘らず既にそれ自体が秩序變動の一階梯を成していたことも確かであった。一方では、開国論への転換や朝廷への奏聞・諸侯への諮問等、「天下」支配の根本に係る「祖法」の緊密な枠組の変更が為され、他方では、権力内部のこととして「旧例古格」の様々な修正が、特に人材の調達において能力優先の形をとってそれなりの成果をあげながら、推し進められていたのである。付け加えて言えば、井伊直弼の大老就任を転機とする幕府の続く右旋回は、改革政治のこうした在り様が前記の低迷の事情と重なり合って、内部特権層の反発と巻き返しとを引き出すに到った為であった。

ところで、以上のことを踏まえながら視野を思想領域に拡大する時、そこにおいてもやはり同じ方向への転換が進行していたことを知る。かつて体制秩序の維持と運用の為に動員された諸観念、わけても武士の基本倫理としてその

中心に据えられた忠誠の観念が急激に変容、それにつれて政治主体としての自己把握から政治的統合の構想に到るまでの新たな展開が始まっていた。諸藩草莽の「有志」者の動きに結びついて最も鮮烈に、しかし、幕府の改革政治ともつながって相応の形で、である。

幕末当初の幕政改革を、それ自体の追跡は勿論のこと、政局全般の推移の中に位置づけて（前節）、ここに到るに及んでは、以下、改革を支えた主体勢力の内面を、かかる思想転換の動向を踏まえつつその全体の脈絡の中で捉え、明らかにしていきたい。比較を方法として掲げることもあり、為に手順はやや迂遠ながら次のようになる。すなわち、まずは忠誠観念それ自体の概略から、幕末における変容を探る上での当然の前提として。次いでその変容の大筋を諸藩草莽の「有志」者を主たる対象に、いわば比較基準の提示という意味合いで。そしてその上で、幕府改革派勢力における変容の実相を本題として。勿論、この間にあって、忠誠観念の変容と並行しての思想展開には相応の目配りを払いながら、である。

武士の忠誠―「忠義」「報恩」「奉公」は、幕末を迎えるに先立ってそもそもが一義的ではあり得ず、このことは予め踏え置かれて然る可きであらう。忠誠は、「主人」に対する「家来」のパーソナルな献身の倫理たることを基調としながらも、それだけにはとどまらず、一方では儒教的諸規範に枠付けられてこれを前提、他方ではこのことと関連して天皇・将軍等制度的上位者に多分にイデオロギー的に連動させられていた。その他、「奉公」内容が変化し、「御家」「社稷」が忠誠対象として浮上していたが、これらをも含めたかかる多義性の背景には、二世紀以上に亘る「泰

平」の持統、その下での武士の存在形態をも含めた社会全般の漸進的変容、にも拘らずなお基本に変わりなき幕藩体制
それ自体の分節的且重層的な制度構造があった。

戦国期の抗争を経て大名分国制の構造と共に徳川の治世に持ち込まれた武士の忠誠は、知行・俸禄給付の「恩」に
対する「奉公」としてあり、戦闘の日常において培われたに相應しく、主従のエモーショナルな結びつき——「主従の
契」を前提に一種苛烈な献身を当為とするものであった。徒党形成以来の習俗に発する斯くの如き様式と内容とは、
大名家主従が最後まで軍事集団たる半面を残して、このこととの関連で内に相互の人格的結合性を多少なりとも温存
させる状況の下、幕末を迎えてなお一方の系譜を形作り、しかも底部におけるその基調を織り成していた。「主人よ
り給わる扶持米給金を、恩にうけてかたじけなく、主人の為には一命をもすつべしと思ふは、家来の義理也」とは、
ある場合には「我身を以て家来の身の上を思ひや」る「主人の法」と背中合せの形で（伊勢貞丈『貞丈家訓』）、折に
触れて強調されるところであり、後者の併せ説かれる所以、すなわち「身命を捨る」奉仕が「主人」との直接的な係
り合いにおいて特にその間の感激を梃子としていたことは、「知行御加増、金銀過分に拝領など、有難き事はなく候
え共、夫よりは、只御一言が忝く、腹を切志は発るもの也」と、周知の『葉隠』がこれを鮮明に伝えている。

徳川の治世に持ち込まれた武士の「奉公」は、主従関係の世襲化が進んで「恩」が「世禄」として固定化される
中、総じて一方的な当為たる性格を強め、教えとしては、「主人のしかたはわるくとも、それにかまわず、家来はふ
た心なく、主人の為を思ふべし」（同前）と説かれるのを通例とした。が、この種の教えは、絶対的な恭順や盲目的
な追隨に帰するものでは少しもない。「奉公」の根底には、「武士道」として形象化され、「土道」への変容過程にお
いてなお確実を受け継がれていった武士の主體的・能動的エトス、遡って独立の戦闘者であったことに由来するそ

れが、猷身の当為を裏打ちするものとしてあった。そして、このことが、単なる恭順や盲目的な追隨を「宦官宮妾のみち」と強く排斥、却って「御為を存じ」ての不断の「諫言」を目指すような独特のダイナミズムとなって反映していた。⁽⁷⁾ 総じて、「人臣の君に事候には、実心を吐出し、よき事をばよきと申上、悪しき事は悪しきと申上候てこそ然る可く」(藤田東湖『壬辰封事』)と考えられていたのであり、かかる含意があればこそ、へ君、君たらずとも、臣、臣たらざる可からずの教えが、広く受け入れられていたのである。

「報恩」「奉公」は、あくまでも「主人」に対するパースナルな猷身の倫理としてあったが、このことは、それが時を経る毎に多義的な色合を強めていったことを少しも否定するものではない。「泰平」の持統とともに武士の為政者の側面が比重を増し、しかもこれと並行して一種の官僚化が進んだことは、「奉公」内容の拡大と力点の移動——「人殺奉公」に並ぶ「治世の御奉公」及び後者の相対的優位化——を促し、「当時の官途はいにしへの戦場にて」(川路聖謨『遊芸園随筆』)との発想を生んでいた。又、こうした変化は、主従関係世襲化の一般状況をもう一方の背景として、「御家」の、さらには「国家社稷」(領国支配統体)の、「主人」を介しての忠誠対象化につながっていた。⁽⁸⁾ しかも、注目すべきは、かかるプロセスがほぼそのまま儒教的な教養の浸透過程としてあり、そのことが、「主人」もしくはこれを介しての「国家社稷」への「奉公」をして、「修己治人」の諸規範を踏えての、わけても「天下為公——仁政安民」の「天道」理念を前提としての、猷身命題たらしめていたことだろう。

儒学が秩序の教義として登場したことは、既に良く知られている。「御家」の官僚機構化が集団内部の身分秩序を基本としてその一層の細分化となって現われる中、かかる現実への順応が「礼」「敬」「辞讓」等の徳目を以て説かれていた。中心たる君臣主従の関係に関しては、「天上に位し地下に載せ、君は尊く臣は卑しくして乾坤定まる」(山鹿

素行『山鹿語類』⁽¹⁷⁾の「名分」論に代表される如く、これを自然の上下秩序に比定してその序列の一層の遵守を教えるものであった。⁽¹⁸⁾が、こうした在り様は、あくまでも一面たるにとどまる。かの「政教」の教えは、秩序の教義である以上に、武士に対して為政者・統治体成員としての理念を提供するものであった。「天」からの「治世」の委託―土地・人民の「預り」論を前提に、主従のいずれをも「治國平天下」を「職分」とする、従つて又「修身齊家」を不可避の要諦とする存在と見做し、このような統治主体を拘束する「天下為公―仁政安民」の政治原理や「私―利欲」否定の道徳命題を明らかにしていた。そして、臣下従者に向かつては、「君子の君に仕ふるは、道を行ひて主君を大道に誘引するを以て其の志とす」⁽¹⁹⁾（同上）、「臣は君に人を救はん事を約す、人を救ふこと道を行て是を導き、凶を治て是を安んずるにあり」⁽²⁰⁾（室鳩巢『不亡抄』）等々、これらの原理や命題―「道」「仁」「義」を踏えての「大忠」を開示していたのである。⁽²¹⁾

儒学は程朱学を中心に藩校や私塾の整備充実を通して武士の末端へと及んだが、かかる浸透が帰する所も又、教えとしてのこうした在り様に即したものであった。その浸透は、一方において「朱子の皮膚のみ取用、謹慎堅固のみ専一と仕」⁽²²⁾（藤田東湖、同前）⁽²³⁾る動きとなつて現われ、従来の自立的・能動的エトスを変質せしめつつ、集団秩序・位階組織への順応を促していた。が、もう一方では、〈武士は義の為に死す〉とて、武士従来のエトスそのままに原理や規範の為に挺身する姿勢を齎らし、⁽²⁴⁾それと共に特に「民ノ世話ヤキ」を為し「国天下ノタメニ命ヲ掛ルコト」を既存の「奉公」命題たる「其君ノタメニ身命ヲ抛」つことと並存せしめて（会沢安『人臣去就説』⁽²⁵⁾、全体としては後者と癒着する形でこれを忠誠の当為内容たらしめていたのである。「君ノ御為ヲ働キ、天下国家ノ御利益ニモ相成候大業ヲ起シ」⁽²⁶⁾（橋本左内『啓発録』）との表現が生れ広がる所以である。先に触れた武士のモーレスの「武士道」から「士道」への相対的な変容とは、言うまでもなく儒教的な教養の浸透に伴つてのかかる動向を指すに他ならない。

ところで、儒教が受容されて次第に武士に浸透していく過程にあつては、「主人」に対する忠誠は、単にその教えを以てする規範的な枠付けを受けたにとどまらなかつた。そうした枠付けを通じて、さらに、將軍・天皇等の制度的上位者に結びつけられていたのである。幕藩体制の分節的且重層的な制度構造については、事改めて説くまでもあるまい。大名家の領国支配を基本としながらも、その最大の単位である徳川幕府が「天下」統治の主体として他に実質的に君臨、又、かかる主体は、伝統的權威たる朝廷を多分に形式的にその上位存在としていた。このような政治社会体制の下、分節の構造に照応しての個別分散的な忠誠が、その上下の重層構造に即して、多分にイデオロギー的に体系化されていったのである。

外様の大名として備前の地を領した池田光政は、臣下に対して「安民」の「奉公」を説くに、將軍への己が忠誠義務を踏えて、次のように語っていた。「上様は日本国中の人民を天より預り成され、國主は人民を上様より預り奉る。家老土は其君を助て、其民を安くせん事を計る物なり。一国の民の安きと不安とは、一国の主人に懸るべき事なれども、天下の民の一人も其所を得ざるは、上様御一人の責なれば、此國民を困窮せしむるは、上様の御冥加をへらし奉る儀なり。不忠なる事はより甚はなし」。²⁰ 明暦二（一六五六）年に出された布告の中のこの発言は、儒教的教義を以てする忠誠の体系化の、比較的早い時期の好例と見ることが出来よう。「天」からの統治の委託がまず將軍に、そしてこれを介して大名に到るものとされ、「仁政」を目指す家臣の忠誠は、そのまま大名の將軍に対するそれに連結せしめられていた。²¹ 幕府支配の正統化が当初から儒教的な有徳者君主思想の援用を以て為されたことは、林羅山が徳川家康に答えての湯武放伐肯定論を引き合いに出すまでもなく、既に良く知られているが、池田光政のこのような定式化はまさしく、「天」の付託を根拠とするその支配の弁証を認容してのものであった。ちなみに、幕府の「天下」統

治を承認して、領国支配をこれからの委任と受けとめる臣従化の傾向は、譜代は言わずもがな、外様の大名にあってすら「領国之儀は上より御預け置遊さる儀に候へば、国政之事各々油断仕間敷候」（加賀藩々主前田綱紀²³）「我は大国を下置かれ、何不足もなき身なれども、家来を扶助して、非常に備ふる役なる故」（肥後藩々主細川重賢²⁴）等々、確実に一般化しつつあった。

ところで、「天下」統治の主体たる幕府は、天皇—朝廷の伝統的權威を上位の存在として仰いでおり、このことをして、より正確には、將軍が武家の棟梁たる由来の地位をそこからの叙任に仰ぐことを以て、支配正統化も一方の根拠としていた。これとの関連で付け加えるなら、斯くの如き在り様が、当の統治権力内部に、先の「天」からの付託論、「天下は天下の天下、一人の天下にあらず」の（天下為公）命題となつて跳ね返るそれと並んで、「まして六十余州は禁廷より御預り遊ばされ候御事に御座候」との委任説を、従つて又「皇天及び禁廷への御勤」の強調を齎していた（松平定信『御心得之箇条』²⁵）。その実効支配の故に大名において領国「預り」の発想を一般たらしめた幕府は、他方、現実的な意味合いこそ違え、前者の後者に対するとほぼ同様の立場を対「禁廷」において示し、実際には強い政治規制を加えつつも、なおこれへの臣従を根本の建て前としていたのである。

幕府が朝廷を上位の存在とすることに、問題がなかった訳ではない。支配の正統化と深く結びついていた現世權威の戴奉は、大名層が將軍と同じ官位体系に組み込まれて形式的にはこれと並ぶ「朝臣」とされていた事情も手伝つて、「天下ノ諸大名皆々御家来ナレドモ、官位ハ上方ヨリ綸旨、位記ヲ下サレルコトナル故、下心ニハ禁裏ヲ誠ノ君ト存ズル輩モ有ル可シ」（萩生徂徠『政談』²⁷）と指摘される如く、總体の君臣關係に絶えざる不安定要素を残すこととなつたのである。とは言え、幕府の「天下」統治が「泰平」の持続につながる状況の下で、そうした矛盾が現実問題化することはほとんどなかった。²⁸ その天皇の戴奉は、一方においてかかる伝統存在の上位性を一般の了解事項と

させながらも、他方では「古礼をあふぎ古楽をしたひ、禁中をあがめて君臣の義を天下に教給ひ候」（熊沢蕃山『集議和書』²⁹）と、却ってそこに將軍の「名分」遵守—有徳性を見る議論を通例たらしめていた。³⁰ いわばこうした形で、体制総体の「君臣上下」の序列化が、従って又、忠誠の多分に觀念的な体系化が、推し進められていたのである。

広汎な影響力において幕末も間近に屹立する後期水戸学、その内に向かつての尊王敬幕論も斯くの如きプロセスの一区画としてこれを見ることが出来よう。「恩」と「情」との実感に基礎づけられる忠誠本来の在り様からして、その体系化は一般的には間接の上位者に対する奉仕意識の涵養を意味せず、諸藩の家臣層においてそれは特に然りであった。³¹ 西力東漸の趨勢を前に体制それ自体への危機感から発した後期水戸学の立論は、このような忠誠体系化の手詰り状況の打破を含意に、「君臣」全体秩序のより徹底せる提示として登場したものに他ならない。すなわち、「天祖」以来、「東照宮」以来の「恩沢」をそれぞれに強調して上位存在に対する忠誠の内面化を意図し、そうであるからこそ「眼前の君父をもさし置き、ただちに天朝・公辺へ忠を尽さむと思」う反面の逸脱可能性を見逃さず、これを「僭乱の罪」と断じて強く禁止（徳川斉昭『告志篇』³²）、かかる動態的粹付けの意味合いを以て、「皇統一姓」の權威を頂点とする「君臣」の序列、以下將軍—大名—家士と連るそれを「天子は天工に代りて天業を弘め給ふ。幕府は天朝を佐けて天下を統御せらるる。邦君はみな天朝の藩屏にして、幕府の政令を其の国国に布く。各々其の邦君の命に従ふは、即ち幕府の政令に従ふの理にて、天朝を仰ぎ、天祖に報い奉るの道なり」（会沢安『迪彝篇』³³）と、教え説いたのである。

儒教的諸規範に粹付けられてこれを奉仕の前提とし、又そのことと関連して制度的上位者一般に多分にイデオロギ―的に連動させられていた主従間の當為たる忠誠、幕末におけるその変容とは、このような多義性の中にあつての意

説
味の代位や力点の移動、そのことによる質的な内容の転換を言うに他ならない。「外敵」に直面して体制総体の危機が強く自覚されるに到っては、領国支配の——但し幕府においてはその「天下」統治の——規制原理として定着した〈仁政安民—天下為公〉の政治理念が、広く「闔国」維持の目的意識と結びついてその維持命題として立ち現われていた（意味の代位）。又、政治的な視野の拡大が「天朝」や「公辺」等の上位存在に対する関心を促す中、特に前者

—「百代連綿」の伝統的權威が、「皇国」「神州」の觀念とつながってその象徴として大きく浮上していた（力点の移動）。こうした反応が互いに混淆しつゝしかも「大危急」に照応した武士的エトスの活性化と絡みあいながら、一方においては前提たる原理の既成秩序からの乖離に、他方では「眼前の君父」を越えた人格的象徴への対象転移に、そしてやがては体制の総体と「闔国」「皇国」との弁別及び後者の忠誠対象化へと収斂していったのである（質的転換）。このようなプロセスが、所与の秩序からの現実的もしくは内面的な解放の過程であったことは言うまでもない。そうであるからこそ、その変容とほゞパラレルに、自己の異端者としての再定立がいわば大いなる肯定を込めて、しかも同志的連帯の志向を伴いながら為されたのである。さらには又、新たな政治ヴィジョンの模索が、内外の情報の積極的な収集やその咀嚼を通じて繰り返されたのである。思想領域における嘉永末・安政年間とは、かかる展開が本格化する最初の階梯に他ならず、然るが故に所与性からのその解放が周囲との軋轢は勿論のこと、より以上に内なる逡巡や葛藤を伴って進行した真に興味深い時期であった。

「西洋の衝撃」を契機とした忠誠觀念の変容をその大筋において捉えるなら、前提たる〈仁政—為公〉原理の「闔

国」維持命題への転化を伴った既存秩序からの乖離、及び「一姓歴々」の伝統的權威の「皇国」觀念と結びついでる価値的浮上とこれへの対象転移、さしあたりはこのように要約し得る。そして、実際には分ち難い二様の動向の後者から取り上げるなら、それは、幕府支配の相対化や在来の主従制的結合からの超出を意味するものとしてあり、体制の対外的な価値づけに発して攘夷論の一般化と共に進行、特に諸藩草莽「有志」者の政治的な急進化と共に劇的な展開を見せたものに他ならなかった。

幕府支配を正統化する權威として体制の頂点に置かれた天皇は、他方、一つの文化的・社会的統体と意識される全体の秩序を外に向かって価値づける源泉ともされ、「百代連綿」の存続に様々な意味を読み込んでこれを戴く統体の特殊性と優越性とを明らかにしようとする作業が、既に幕末も遙かに以前から、主に中国文明とその影響とを睨む形で繰り返されていた。『中朝事実』を著した山鹿素行や山崎闇齋―浅見綱齋―若林強齋と連る崎門派朱子学一方の流れ、或は又本居宣長によって確立され平田篤胤の門流を派生とした国学の系譜、これらにおける「名分」論を以ての日本版「中華」説や「漢意」「さかしら」を排しての「古道」論―「神国」思想が容易に想起されよう。⁽³⁴⁾ こうした伝統の下、欧米諸列強の日本への輻輳が憂慮されるに到っては、体制総体を一個の政治的統体としてこれを「宇内」に価値づける作業が為され、「神州は太陽の出ずる所、元氣の始まる所にして、天日之嗣、世々宸極を御したまひて、終古易らず、固より大地の元首にして、万国の綱紀なり。」(会沢安『新論』⁽³⁵⁾)と説いた後期水戸学、特にその「国体の尊厳」の議論を典型として、崎門流・国学流の立論がいずれもそうした性格を持つ弁証として立ち現われていた。対外的な危機意識の全体的な高まりと共に、かかる議論が広く受け入れられていったことは言うまでもない。⁽³⁷⁾

〈体制総体を一個の政治的統体として〉と述べたように、「洋夷」を望見しての「国体」論や「神国」思想は、これを内に向かつての興行において見るならば、総じて既成の秩序を容認してその一層の強化を志向するものに他ならなかった。後期水戸学にあつての尊皇敬幕論については既に一瞥した通りである。国学の系譜においても、「百姓は、もとより我朝廷の百姓に候を、暫く征夷大將軍に御あづけありしを、また姑く天下の諸大名に預け給へる物なれば」(生田万『岩にむす苔』)³⁸「天皇を現御神と尊み奉り、御政事申玉ふ、大將軍の御掟をば、即神の御示しへぞと、かしくみ守りて、各、其君、其親に、力の限りつとめ仕へよ」(和泉真国『明道書』)³⁹等々、宣長以来の大政委任論や政治的服従の教説がその半面に付随していた。「皇統」を中心に据えるが故に、突き詰めるなら他を一律にこれの「臣民」とせざるを得ず、現に水戸学すら「邦君はみな天朝の藩屏」と規定してそうした方向への傾斜を示し、為に一老儒をして「因つて当時の事実相違し、就ては幕朝は天下を有する君にてはこれなく、諸侯の内にて権勢ある君のやふに思ふ者も之れあるべきか、終には列国の諸大名をして自然と君臣の分に疑を生ぜしめ、此よりして忠孝道背き争乱の端をも醸しなさんか」(山県太華『講孟劄記評語』)⁴⁰と指弾せしめた危うさを内包しながらも、なおそれ自体としては所与の秩序の維持と強化とをを目指すものであった。が、その価値づけの弁証が受け入れられていく過程においては、明らかに様相が異つていた。指摘された危うさが確実に露呈して、まさしく「争乱の端」となつていたのである。

体制総体―政治的統体の危機が意識されて全体政治への関心と意欲とが大きく高まる中、「国体の尊嚴」や「神国」の「神国」たる所以を説く議論は、多くの能動分子に様々な形で受け入れられていったが、かかる中でのその影響力の拡大は、外に統体を価値づける「皇統」をして内に新たな政治象徴たらしめ、翻えて幕府支配の相対化を促して

いた。アヘン戦争の風聞に接した佐久間象山(一八一—一八六四)文化八元治一八六四が迫り来る「夷狄」への対処を説いて述べた一節、「外寇之義は国内の争乱とも相違仕、事勢に依り候ては、世界万国に比類之無き百代連綿とおわしまし候皇統の御安危にも預り候事にて、独り徳川家の御榮辱にのみ係り候義に御座無く候へば、神州闔国の休戚を共に仕候事にて、生を此国に受け候ものは、貴賤尊卑を限らず、如何様とも憂念仕べき義と存じ奉り候」¹²⁾は、そうした展開を先駆的に示す好例と言えよう。「神州闔国」の存亡が意識されての総力の結集ないし広範な政治参加の要請が、「百代連綿」の「皇統」を全体の象徴と見てこれを中心に据え、そのことによって徳川幕府の専権的な「天下」統治の限定性を明らかにするという形で、引き出されていた。同様の展開は、襲封して間もない薩摩藩主島津斉彬が「異国船手当之儀」を「日本之御国体にも響き候」問題と受け止めて、これに対処すべく家臣達に向けてその心構えを「浦々末々に至るまで、我が知行地と存込候儀、第一之心得違にて、天子より国家人民を預り奉ると存候得ば、間違之有る間敷候」と説き、¹³⁾「御家」セクシヨナリズム根本の封土占有意識を解消しようとするに將軍を媒介者としないう天皇からの「預り」論を以てしたことや、ペリー再来航の折に密航を企てて挫折した吉田松陰(一八三〇—一八五九)天保一安政六が自らの行動を正当化して「禁は是れ徳川一世の事、今時の事は將に三千年の皇国に關係せんとす、何ぞそれ顧みるに暇あらんや」と語り、¹⁴⁾海外渡航の禁止令をそれが幕府の法規である故を以て容易く相対化していたこと等にも、これを窺い見ることが出来る。

「皇統」との関連で「幕朝」を「諸侯の内にて権勢ある君のやぶに思ふ」傾向は、強制された開国の現実の中で対外措置をめぐる対立が激化するにつれて一層強まったと言つて良い。

内に総力を結集、自らもその一翼を任おうとする政治姿勢の拡大につながった対外的な危機意識の高揚は、他方、欧米諸国・西洋人を「夷狄」と貶斥する態度を通例化させながら、これへの具体的な対応をめぐることは、武力的対抗

を基本とする強硬策、鎖国体制により親和的な形での攘夷論を能動分子過半の所説たらしめていた。その貶斥が「皇統」を媒介とする体制総体の価値的彫琢と背中合せに、儒教的な華夷觀念の発現としてあったことは勿論である。この点を踏えてさらに付け加えるなら、そうであるからこそかの攘夷論は尊王（皇）論との連続性において捉えられ、そのようなものとして一般化してもいた。「尊王攘夷は、実に志士・仁人の、尽忠・報国の大義なり」（藤田東湖『弘道館記述義』⁴⁶）とのスローガンが打ち出され、かかる中に「天朝を憂へ、因つて遂に夷狄を憤る者あり、夷狄を憤り因つて遂に天朝を憂ふる者あり」（吉田松陰⁴⁷）という形で對外世論の主潮が形作られていたのである。

こうした背景の下、幕府が欧米列強の門戸開放要求に屈しては、一方に開国を既成事実として追認し、もしくはこれを積極的に希求する翻身の者を出現させながら、他方では、既に一瞥した如く「拳世七八分」の趨勢として、對外強硬論の立場からする幕政担当者への非難攻撃を生ぜしめることとなった。⁴⁷そして、その非難攻撃は、「皇国今茲嘉永七年甲寅の春に當つて初て夷狄之屈辱を受為され候儀、恐れながら征夷大將軍の御重任は御名而已にて」（松平慶永⁴⁸）と、「公儀」が「天朝」からの叙任によって「征夷大將軍」たることに特別の意味を見出すことにつながっていた。このことが、「天朝」の政治的な価値を押し上げるものであったことは言うまでもない。而して、その「天朝」が攘夷への執着を公然化させては、親藩大名の一部からすら、以下の如く尊王反幕の「暴論」が語られるに到ったのである。「天朝とは君臣の義あり、幕府とは父子の親あり。国家艱難の秋に當つては、父子の親を棄て君臣の義は立べき事なれば、当今幕議に随ひては叡慮にも応ぜざれば、今となりては専ら天朝へ奉仕の外はなし。徳川家、鹿を失はゞ、又得る人あるべし。其時こそ天下は治平に属すべけれ」。通商条約の調印をめぐる朝幕間の軋轢の中、御三家尾張の徳川慶勝⁴⁹（一八二四—一八八三）^{文政七（明治一六）}は、こう極言して少しも憚るところがなかった。⁵⁰外様藩の長州がほぼ時を同じくして「天朝への御忠節、幕府への御信義」を藩是に掲げ、中央政局への介入を志向し始めた事等を併せ見るならば、對外

措置をめぐる政治対立の中で如何に幕府がその權威を低下させていったかが理解されよう。

「一姓歴々」の伝統的權威が内に統合の象徴として立ち現われ、対外問題をめぐる軋轢の中でその政治的な価値を高めていく過程は、単に幕府支配相対化のプロセスとしてあっただけにはとどまらない。個々の領国支配を支え、そのことによって体制総体の骨格を成した主従制的な結合関係も、斯くの如き過程において急速に解体し始めていた。大老井伊直弼の主導下に幕府の政治弾圧が進行しつつある中、その弾圧によって多くの犠牲者を出し、為に井伊に対する反感を募らせていた親藩水戸における内紛と騷擾、密勅の降下を契機にこれの取り扱いをめぐって一気に白熱化したそれは、かかる動きを最も凝縮した形で示している。幕府の専断が顕わとなるに及んで攘夷と内政の釐革とを示唆する勅諭が列藩伝達の添書を伴って降ったが、伝達の禁止と朝廷の沙汰書を以てする勅諭返納の幕命が伝えられては藩内が大きく分裂、首脳部や上層分子が「持重」を説いて返納をその立場としたのに対し、中堅有司や下士・郷土層の一部は、勅諭の奉戴と列藩伝達とをあくまでも主張して、實力を以て所論の遂行をはかる姿勢を示し、さらにその一部が脱藩―「義拳」画策の方向へと突出していった。⁽⁶²⁾ 朝命と幕命の狭間にあつて奉勅を説いた彼らが、「公武分争」の可能性を想定しては「是非に及ばず勤王」(野村鼎実)⁽⁶³⁾と結論づけるような「名分」論的立場を確保していたことは言うまでもない。が、事はそれだけにとどまらず、「皇統」―「叡慮」の尊奉は攘夷への狂信と結びついて「御家」の枠内で一方に「腹を切り道を明らかにし、その上国家のために存意を呈し奉り候」「二十余人の忠死」⁽⁶⁴⁾を齎しながら、他方、「血氣之者共とは申しながら君臣之礼取失、国禁を犯し、不作法の所業も之有る歟に聞る」(徳川斉昭)⁽⁶⁵⁾藩秩序からの逸脱を促していた。そして、総じて武士的エトスの活性化を梃子としたこうした動きが、やがては「此度天下国家之御為め存詰め候大願之有り出府仕候処、万一御家之御嫌疑に涉り候様之義之有り候ては、重々恐

説 入奉り候。何卒御暇下置かれ候様仕度」と、「御家」―主従関係それ自体からの自発的な離脱へとつながっていったのである。「天朝」と「公辺」との両敬を説き、以て総体の階統秩序の遵守を教えた後期水戸学の立論は、皮肉にもその膝下において最もドラスチックな解体を遂げた、かかる展開を踏えるならこのように見ることも出来るだろう。勿論、「皇統」の価値的優位が藩秩序を直接に脅かす形で現われる動きは、親藩水戸に限られたことではない。時期を

同じくしては、薩摩藩・誠忠組の尊攘派分子が脱藩水戸藩士との連携の中に「突出」上洛の計画を練り上げていた。⁽⁵⁷⁾ 僅かに遡つては、吉田松陰が長州の獄舎に直接行動を焦る姿があった。⁽⁵⁸⁾ これらはいずれも未発にとどまったが、たとえ潜在的な形としてではあれ、やはり同様の動きを指し示している。

諸藩の「有志」者の一部に顕在化した主従制的結合からの現実的な超出は、へ一君万民論の形成として、かかる結合関係のより意識的な相対化を併せ伴うものであった。安政の大獄の最中、京洛の辺に徘徊して盛んに画策する所であった薩摩藩士有馬正義（新七）（文政八二五―一八六二）は、その潜行と政治工作の日々において「朝廷は大君臣に坐して、其が主は小君臣なれば、事の変に臨みては、軽重大小の差別を能く詳に弁めて、重大を執りて軽少を捨つることとも有るべき事なり」と述べていた。⁽⁵⁹⁾ このような「軽重大小の差別」の立場を敷衍して著したのが、「己が藩国を捨て譜代恩顧の主人を後にする」事⁽⁶⁰⁾の可否を議することに始る『大疑問答』であったが、ここからはそうした動きをはつきりと読み取ることが出来る。「今各国の臣子らの各其主と仰ぐ所の国主・城主等も、余等如き賤男も、朝廷より看行す時は各朝廷の臣民にて候。故に、大君と申奉るは天皇命御一人に限奉る御事にて、……今各国君と仰ぎ臣と畏は小君臣の義と申す可く候」⁽⁶¹⁾。「大君臣」と「小君臣」の弁別を促す所以として、「天皇命」の「皇国」における唯一君主性が明らかにされ、しかもその唯一君主―「大君」たることが、これを前にしては大名も藩士・草莽も基本的に同列の「臣民」と見做す身分的な平準化を伴って、いわばへ一君万民論の形成へと向う形で打ち出されていた。そ

して、このような君臣関係把握の帰結として、「平常に雄々しき大和情を振起し、朝廷を敬ひ畏み奉り、若しも朝廷辺に御大事あらむには、直に馳参て大君の辺にこそ死なめと勤み学ぶべき事」が説かれ、「己が藩国を捨て」る行為も、「己が主たる人」に「勤王の志無く」諫言を「聴用すること」のない場合には却って「大義」とされて、「事の変に所措る忠臣」の対応と見做されたのである。彼に言わしむれば、「世祿譜代の臣てふこと」は「源朝臣などより以来、世の変革に就て何となく君臣の如くなれる」「近古因襲の習風」に過ぎず、「天地の初の時より定まれる」朝廷との君臣関係に到底比肩し得るものではなかった。

「譜代恩顧の主人を後にする」行動をさえ一部に促すこととなった「皇統」の価値的な上昇は、総じて表面的な建て前以上のものたり得なかつたこれに対する「忠節」「報恩」、その内面化の進行を意味した。「天朝へ奉仕」「天朝への御忠節」の標榜は、それが幕府支配の相対化となつて発現しようとも、その限りにおいては必ずしもかかる内面化の進行を告げるものではない。表面的な建て前と言うことでは、従来説かれることの多かつた將軍に対する忠誠も外様の大名や「陪臣」たる過半の藩士においてほぼ同様であり、この点で、「天朝への御忠節」を以てする幕府「天下」支配の相対化——かつての「忠節」に代る「孝」や「信義」の措定——は、その支配体系の枠外に出る政治力学的な動きを反映しての、多分に建て前操作的な半面を持つていた。が、「勤王の忠節」の標榜が一部の藩士をして主従制的結合からの現実的な超出を促し、主人に対する忠誠義務、いわば血肉化したその当為の放棄を齎した時、彼らにあって先の「忠節」はもはや単なる建て前にはとどまり得なかつた。斯くの如き超出を可能ならしむる程の内面化が、「窃に宸襟御惱遊され候御趣伝承仕り、四海之人民誰か感激悲泣仕らざる者之有可き哉」（水戸藩士高橋愛語）「僕等は、勅諭を聞くより涙を流し」（吉田松陰）等々、天皇への感情移入を伴う形で為され、しかも、有馬正義が「人君

(天皇)の辺にこそ死なぬ」を強調して「己れ一人なりとも朝廷辺に馳参て忠死せむ」と説き到ったことに示される如く、パースナルな献身の倫理たる基調をそのままにこれへの対象の轉移が進行しつつあったのである。かかる轉移が、主従関係からの離脱の末の身近な人格対象の喪失、その補償作用としてではなく——實際はこうしたケースが過半であつたらう——、より自覚的な営為に裏打ちされた変容としてあつた時、そこに齎らされたのが「一君万民」的立論であり、それによる主従制的な結合関係の相対化であつた。

が、主従制的な結合からの離脱と言ひ、その結合関係の意識的な相対化と言ひ、「勤王の忠節」の内面化とパラレルなかかる展開は、これを身を以て体现する「有志」者において、決して平坦な道程ではあり得なかつた。「譜代恩顧の主人」に対する忠誠心・藩臣としての自意識は、「御家」社会を日常の世界として育つた者には、ほとんど動かし難いものであつたらう。それが、「勤王の忠節」の内面化を以てしても容易に打破し得ぬ立脚の基盤であつたことは、例えば吉田松陰が僧黙霖(一八二四—一八九七)との論争において、彼から「啓発」されて「真に天朝を愛ふる」ことの意味を「巽然として始めて悟ることとなつたにも拘らず、なお譲れぬ「一事」として「僕は毛利家の臣なり、故に日夜毛利に奉公することを練磨するなり。毛利家は天子の臣なり、故に日夜天子に奉公するなり。吾れ等国主に忠勤するは即ち天子に忠勤するなり」と語り、「主人持ちたる者」の「独立特行」とは異なる在り様を強調していたことに、これを典型的な形で見ることが出来る。だとするなら、主人に対する働きかけが、中心的な、しかも場合によっては「諫死」として唯一の、「天子に忠勤」の実践たらざるを得ない。「六百年來我が主の忠勤も天子へ竭さざること多し。實に大罪をば自ら知り。我が主六百年來の忠勤を今日に償はせ度事本意なり」「他日主人を諫めて聞かざれば諫死するまでなり」との松陰の言葉や、水戸藩の内紛の過程における勅諭戴奉を主張しての「二十余人の忠死」の現実が、そのことを物語っている。が、この場合に見落されてならないのは、そうした働きかけが、もはや

「諫言の道に、我其位に非ずば、其位の人に云せて御誤り直る様にするは大忠也」(『葉隠』⁽⁷⁾)と説かれるような藩秩序を踏えてのそれではあり得ず、むしろ「微賤且御役儀ヲモ相勤ザル身分ニテ等ヲ超テ言上仕」(水戸藩士齊藤叢)⁽⁸⁾の行為となつて現われていたことだろう。さらに言えば、「主人」に対する忠誠は、行為の外形や結果とは切り離されて、動機もしくは心情のレベルにおいて意識される傾向を示し、そのことによつて所与の秩序からの実質的な自由が次第に確保されつつもあつた。勅諭の返納を以て阻止しようとした水戸藩士が、藩主に向かつて自らの「叛逆同様の所業」につき「右様の心底にこれなき段、篤と御酌み取り下しおかれたく存じ奉り候」と述べながら、しかしそうであるからこそなお変らぬ阻止の覚悟を続け披瀝していたこと、そこにはこうした動きの一端を読み取ることが出来る。

「勤王の忠節」を前提とした、とは言へ基本的には「主人」に対する忠誠の斯くの如き発現は、当然のことながら、藩権力からの排斥や周囲との激しい軋轢につながつていった。のみならず、当の忠誠主体に様々な逡巡や葛藤を齎さざるを得なかつた。藩臣としての自意識を保持しながらも「御家」の秩序とこれを以て成る幕藩体制とを大きく越えてゆく政治的な姿勢や発想が、こうした過程を通して生れてくる。〈一君万民〉的な立論を一方の極に伴つた主従制の結合からの離脱―「皇統」への忠誠対象の転移は、言うまでもなくかかる歩みの帰結に他ならなかつた。

「主人」に対する働きかけが「反逆同様の所業」すら伴つて、そのことが周囲との軋轢は勿論のこと、自身の逡巡や葛藤につながつては、これを我が事とする「有志」者の間に、自己を既成秩序の逸脱者として再定立しようとする動きが広がつていた。周囲から〈激生〉〈暴〉〈狂〉と目された尊攘派の能動分子が、自称するにこれを受けて同じく〈狂〉ないし〈狂愚〉を以てしたこと、このことがそうした展開を雄弁に物語っている。「人以て暴と為し狂と為」⁽⁹⁾

す状況の下、吉田松陰は「狂愚誠に愛すべし、才良誠に虞るべし」と詠じつつしはば「狂夫」「狂悖の人」たるを称し、有馬正義は「狂生軽忽暴挙の称」を甘称して敢てこれを辞せずと語っていた。又、水戸藩士高橋愛諸（多一郎）（文一八四一—一八六〇）は、藩の内訌の最中に率先して脱走、その際に提出した上書を「狂愚豪偏之私儀」と書き出した。その他「鎮西之狂客」（福岡藩士平野国臣）「関東之狂少年」（水戸藩士関遠）「清狂」（僧月性）等々、尊攘派の「有志」者に顕著な広がりを見せたこれら一連の自己表現は、自身がもはや所与の秩序に同調し得ぬ存在であることを表明するに他ならなかった。

徳川の武士社会にあつては、〈狂愚〉は必ずしもネガティブな表象ではない。〈愚〉は謙讓の称として一般的であり、本来の意味においても、「利口者」と対置されて「鈍なる者は直也」（『葉隠』）と説かれることが珍しくなかった。わけても〈狂〉は、武士の自立的・能動的エトスの一表現としてあり、「武士道」においては「武士道は死狂ひ也。……本気にては大業はならず。……忠も孝も入らず、士道においては死狂ひ也。此内に忠・孝は自こもるべし」（同上）と説かれ、儒教的な教養の浸透に伴う「士道」への変容過程にあつても、なお『論語』『孟子』等の「狂狷」論に注目する形で「狂狷の士は国の元氣に御座候」（藤田東湖『壬辰封事』）と語られていた。尊攘派能動分子の「狂愚」「狂生」の自称が、こうした伝統を背景としていたことは言うまでもない。それは、半面において、危機に直面しての武士的エトスの活発化、「人臣節を竭し、難に殉ずるの日到来と覚悟仕り候義、武士の今日と存じ奉り候」（水戸藩士某）ことの一発現に他ならなかった。高橋愛諸が先の上書を「御時節到来と武士之根性覚悟仕罷在候」と結んでいたことは、この点で真に象徴的である。

が、かかる在り様は、あくまでも半面たるに、より正確には基調たるにとどまる。「主人」に対する忠誠の行動が、武士の自立的・能動的エトスに裏打ちされて既成秩序からの超出につながつては、周囲からの非難としてのみなら

ず、自身が「免れ難し不忠不孝の名」(吉田松陰)⁽⁶⁶⁾と「罪臣」(高橋愛諸)⁽⁶⁷⁾たることを認めざるを得なかった。へ狂愚を以ての自己表現は、むしろこうした中で己を立て直そうとする所に生れ、広がったのであり、「流俗顛倒多く、人の目すること古今殊なり。才良も才良に非ず、狂愚豈に狂愚ならんや」(吉田松陰)⁽⁶⁸⁾と未来を期しながら、しかし現時点にあっては秩序逸脱の存在たるを辞さず、敢えて自己を異端者として再定立することを意味していた。「流俗顛倒」の常を詠じての松陰は、藩地の獄中に在って直接行動を計画、四囲の批判に晒される中で「如何々々、僕己に狂人、孔孟流儀の忠孝仁義を以て一々責られては一句も之無し」と述べていたが、ここでは「狂人」たる自己が秩序モラルの例外者として捉えられており、そうした方向への展開をはっきりと指し示している。「主人」に対する忠誠心を保持しつつ、行動において「罪臣」たるを厭わず、むしろ「罪臣」たることから出発しようとする所に、「狂夫」「狂生」を自称する所以があった。所与の秩序からの自己解放、それは斯く見ることも出来るだろう。

既に言及したように、「主人」に対する働きかけが既成の秩序からの超出へとつながっていく過程は、「神州」「皇国」の「安危」に対する政治的関心の高まりの中で、その全体を象徴する伝統的権威への忠誠が確実に内面化されてゆくプロセスに他ならなかった。このことを踏まえて、秩序逸脱者として自己の再定立を見るなら、それは、「皇国」維持もしくは「尊王(攘夷)」実現の為の行動自由な政治主体の誕生を意味していた。目的に基づく自発的な「徒党」の結成、つまりは同志的連帯の追求が、かかる政治主体の誕生と共に始まっていく。割拠制と身分制とを基軸とする体制総体の分断構造を越え、勿論、『武家諸法度』の結党禁止条項⁽⁶⁹⁾を空洞化させる形で、である。

吉田松陰は、「今神州を興隆し四夷を撻伐するは仁道なり」との立場を踏まえつつ、その「仁」の実現の方途を以下のように語っていた。「先づ一身一家より手を下し、一村一郷より同志同志と語り伝へて、此の志を同じうする者日々盛ならば、一人より十人、十人より百人、百人より千人、千人より万人、万人より三軍、と順々進み進みして、仁

に志す者豈に寥々ならんや⁽⁹⁰⁾。この議論は、国内の政局が一時の緩和を見せていた安政年間中端の頃に為されたものであるが、一老儒（山県太華）がこれに接しては、「内密を以て人数を催すこと」と見て「所謂公然として云ふべからざること」と眉を擧めたように、結党禁止が「天下之大法」であった徳川社会において、それは実に鮮烈な「徒党」志向の宣言であった。のみならず、「幕府と雖も諸侯と雖も、苟も其の志を同じうせざる者あらば」敢えて「兵乱」を辞せず、これを討つことまでも一応の射程に入れた、従って、ネーション・ワイドの規模を以て一種下克上の可能性すら秘めた、そうした同志連帯の立論であった。後に直接行動を策するに到った松陰が、孤立と焦燥の中で語った周知の「草莽崛起」論、「今の幕府も諸侯も最早醉人なれば扶持の術なし。草莽崛起の人を望む外頼みなし」⁽⁹¹⁾は、言うまでもなく、こうした立論の延長線上にある。同志的連帯の具体化は、脱藩して「義拳」の一部実行に向かった水戸藩士と彼らとの提携を以て「突出」上洛を計画した薩摩藩・精忠組の「志士」、そこにおける「天下諸藩之同志と合力同心」の事実⁽⁹²⁾に、これを典型として見ることが出来るだろう。体制の分断構造わけてもその割拠枠を越えた相互の「合力同心」は、日常的交流の活発化を併せ伴いつつ確実に現実政治の趨勢となりつつあった。一部の雄藩が中央の政局に対する関心を強めてその行動圏を拡大していくことになったとは言え、なお各政治主体をその行動圏に拘束する主従制的な結合関係が、こうした趨勢の中で不可避免的に解体し、相対化されていく。（継続）

(1) 諸藩士草莽の政治的な急進化を象徴するこれらの動きは、特に大老井伊直弼の登場に始まる幕府の強圧政治への抵抗として浮上してきたものであり、嘉永年間末からの幕政改革を中心に、その展開と低迷の経緯を追った前節においては、ほとんど言及する所がなかった。従って、その動きの実際については、以下の行論の中で明らかにすることとしたい。が、とりあえず、これを示唆するものとして、薩摩藩士有馬正義がその『都日記』に記す、安政五年の以下の件を引用しておく。

「斯て毎日、越前国橋本左内、三岡石二郎、長門国萩の藩士山県半蔵、土佐の橋詰明平其他四方有志勤王の人々会議て、拳義の

- 策を相謀れり。水戸の藩は偶々勃興して小かね駅まで出たりし人々も空しく國に歸る事となりたれば、今は共にかたがたも詮なしとして、彼藩には謀議ざりき。……是に於て我党會議すらく、かく華義の決策遅りて定まらずんば、天下忠義の士は往々奸党の爲に捕われ、遂に正路に復るの期無るべし、……斯くあらむよりは十月朔日に井伊掃部頭が登城をまち伏せ、前後左右より切り入りなば、彼を討取ること必定なり、かゝらば少しく大義を天下に伸べ、四方の義氣を鼓舞するに足りなむ」(渡辺盛衛『有馬新七先生伝記及遺稿』〔海外社、昭和六年〕三〇二―三〇三頁)
- (2) この点に関しては、石井紫郎「近世の國制における『武家』と『武士』」『日本思想体系・二七』近世武家思想(岩波書店、昭和四九年)、以下再引用の場合には「近世武家思想」とのみ記す。又『日本思想体系』シリーズは、いづれもこの例に従う) 五二八―五三〇頁を参照。
- (3) 前掲書九一頁。
- (4) 『日本思想体系・二六』三河物語 葉隠(岩波書店、昭和四九年) 二九〇頁。
- (5) 『近世武家思想』九一頁。
- (6) 徳川近世以前、特に先立つ戦国期にあつては、様相はかなり異なっている。主従集團相互の抗争が繰り返されて離合集散がむしる常であつてみれば、主従關係は自ずと双務的たらざるを得ない。「誠に文武の道をわきまへ、身を立功名を揚んと思ふ程の士は、主君を選び仕るもの」(黒田長政家法) 井上哲次郎『武士道全書』(時代社、昭和一七―一九年) 別巻三六七―八頁)と、広く考えられていたのであり——毛利元就は「当家をよかれと存候者は、他國之事は申す能ず、当國にも一人もあるまじく候く」(『日本思想体系・二一』中世政治社会思想 上(岩波書店、昭和四七年) 三六二頁)と語っている——、武士の「奉公」は、前提たる知行給付の「恩」の如何は勿論のこと、「主人」の具体的な在り様の如何にも強く左右されるものであつた。とは云え、抗争の中で生き残る集團の内部に「我等が先祖代々御譜代つけ」の意識が保持され、それが、「上様御家と共に盛衰安危を思定め、又と主は取らぬ筋め、寝ても覚めても忘る可からず。國所領に目くらみ又は一旦の不足に旧恩を忘れ、仮初にも別心する事人の道にあらず」との一方的な「奉公」の主張を伴つていたことも確かであつた(鳥居元忠 武士の本意『武士道全書』別巻三五八―三五九頁)。徳川の治世に入つては、主従集團の離合集散が止んで、「恩」が「世祿」として固定化され、それと共にこうした主張が通例のものとなつていったのである。数多くの戦陣をくぐつて三代將軍家光の世を迎えた徳川家々臣大久保忠教が、その『三河物語』において「只今へ御主様之御忝事へ、毛頭ナシ」と、「恩」と「情」との両面にわたつての現將軍への不満を頭にさせながら、

しかし、なお、「御譜代」たることを踏えつつ「然共、其儀を御不足に存知奉らで、よく御奉公申上ぐ可し」と子孫に書き伝えていたことは、『三河物語 葉隠』二〇四頁)、戦国期から徳川期に到つてのそうした「奉公」の双務的性格の後退を象徴的な形で示している。

(7) 黒田如水の教諭や鳥居元忠が嫡子に与えた書に、「主人」の心得として「諫を入るゝ事」が説かれ(『武士道全書』別巻三五四頁、三六〇頁)、又、徳川斉昭が「子孫に伝へしめす」目的を以てまとめた『明君一斑抄』に、「凡人の上に立て、下の諫を聞かざる者、國を失ひ家を破らざるは、古今ともに之無し」との「東照宮」家康の言がひかれて同様の主張が為されていること(『近世武家思想』一二四頁)等から明らかな如く、戦国期から徳川の治世にかけては、ほぼ一貫して「諫言を用ゆる」ことが「人主たるもの」の要件とされていた。こうした伝統の下、「主君」から臣下を見ては、「主人の悪事を見て、諫言をいれるゝ家老は、戦場にて一番鎧を突よりも、遙かに増たる心ばせなるべし」(『明君一斑抄』同前一二三頁)との評価が為され、これを受けて臣下の側にも又、「諫言」を以てする「主人」への不断の働きかけこそが、「大忠節」であるとの姿勢が広がっていた。『葉隠』においては、「一番乗・一番鎧幾たびよりも、主君の御心入を直し、御國家を固め申すが、大忠節也。一番乗・一番鎧坏は、命を捨て懸る迄也。御心入を直し候事は、命を捨てても成らず、一生骨を折事也」(『三河物語 葉隠』五五四～五五五頁)と語られていたが、これは、そうした姿勢を示す典型と云つて良い。而して、実際には「十が九ツまであぶなき勝負」(『明君一斑抄』同前一二二頁)と考えられた「諫言」を臣下に志向せしめたものは、時に「我一人にて御家を動かさぬ」「大高慢」の精神として形象化され(『武士道』(『葉隠』同前二一八頁)、又時に「上に諷わず、下を慢らず……、さて恥を知て、首を刎らるとも、おのれがすまじき事はせず、死すべき場をば一足も引かず、常に義理を重んじて、其心鉄石のごとく」と定式化される(士道)(室鳩巢『明君家訓』『近世武家思想』七一頁)、武士の自立的・能動的エトスであった。

(8) 『日本思想体系・五三』水戸学(岩波書店、昭和四八年)一七五頁。

(9) 『日本隨筆大成』(吉川弘文館、昭和二〇六年)第五卷七五四頁。

(10) 注(6)(7)に引用する文章を今一度迎ればそこに明らかな如く、「主人」の善し悪しを問わず、「譜代世祿」の意識を梃子としてこれへの「奉公」を志向する動きそれ自身が、実は、主従関係の世襲化を背景とした集団(「御家」)や集団の土地・人民を含めた拡大形態(「国家社稷」)の忠誠対象化と背中合せのものであった。例えば、『葉隠』の云う「大忠節」とは、「主君」を介して「御國家を固め申す」ことに他ならなかった。「主君」たる身にとって、「御家」「國家」がどのような意味を持っていたかは、米

沢藩主上杉治憲が折に触れて語った「国家は先祖より子孫へ伝へ候國家にして、我私すべき物には之無く候」(『武士道全書』別巻二七一頁)「一國一郡の主ともいわれ候程の身の上にては……其身柄の孝行と申は、第一受継候家を大事に取治め、我私のために取乱さぬ様に心を思ひ、其家に瑕を付すして、又其次に全譲渡し候事專要にて候」(同前二六六頁)等々の発言に、これを典型的な形で見ることが出来る。

(11) 広瀬 豊『山鹿素行全集』(岩波書店、昭和一五(一七年)第九卷六八(六九頁)。

(12) 行論中に統いて述べるところの統治主体を拘束する「修己治人」命題、これとの関連で云えば、「貴賤尊卑」の當為がその有力な一つとされていたことは勿論である。自然の上下秩序に比定される「貴賤尊卑」、特に主従関係においての「君臣上下」の「名分」は、「理」「天理」等の形而上学的範疇を以てもその普遍妥当性が説かれ、かかる規範の遵守(「礼」「敬」等)が「天下太平」につながるものとされていた。「礼ハ天理ノ享徳ニシテ盛大流行ノ至神ナリトイヘドモ、天下ノコトニ感ズル時ハ恭敬辭讓ノ心トナル。上下貴賤ノ分定リ、位、品アリテ相争ヘズ相シノガズシテ天下太平也」(熊沢蕃山「集議和書」『日本思想大系・三〇』熊沢蕃山『岩波書店、昭和四六年』一〇三頁)「天地ありて、然る後に君臣あり。君臣ありて、然る後に上下あり。上下ありて、然る後に礼儀措くところあり。苟しくも君臣の名、正しからずして、上下の分、敵ならざれば、すなわち尊卑は位を易へ、貴賤は所を失ひ、強は弱を凌ぎ、衆は寡を暴して、(天下國家)亡ぶこと日なけん」(藤田幽谷「正名論」『水戸学』一〇頁)等々。

(13) 『山鹿素行全集』第六卷四五頁。

(14) 日本経済叢書刊行会『日本経済叢書』(同大正三年)第三卷五五頁。

(15) 「天」を立論の前提として、ここに説き及ぶその在り様については、改めての証拠立てを必要としない。ここでは、とりあえず、室鳩巢『不亡抄』中の一節と荻生徂徠が『弁道』で語るところを引用しておく。なお、「天下は天下の天下也、一人の天下に非ず」と表現される(天下為公)原理については、小野寿人『明治維新前後に於ける政治思想の展開』(至文堂、昭和一九年)が、当時の時流に即した傾向性にもかかわらず、その淵源と日本における受容の過程について詳細である。

「天は万物の為に勞して、終に万物を勞せず、故に人に勞して人を勞せず、乃王は天の事なり、人に勞して人を勞せず、侯は天の史なり、天子と天吏と其遠天地に逢を以て、國を保つこと無窮にして億兆の人を利す、若後世人に勞せずして人を勞する時は、天道に背きまた人望に背て、天下國家を保つことあたはず」(『日本経済叢書』第三卷六四頁)

「先生の道は、天下を安んずるの道なり、その道は多端なりといへども、要は天下を安んずるに帰す。その本は天命を敬するに

在り。天我に命じて天子となり諸侯となり大夫となれば、すなわち臣民の在ることあり。士となれば、すなわち宗族妻子の在ることあり。みな我を待ちてしかるのち安んずる者なり。かつや士大夫はみなその君と天職を共にする者なり。故に君子の道は、ただ仁を大なりとなす」(『日本思想大系・三六』荻生徂徠『岩波書店、昭和四八年』一七頁)

(16) 『水戸学』一七一頁。

(17) 勿論、こうした発想自体は戦国期においても見られる所である。例えば、鳥居元忠は、関ヶ原の東西両軍衝突に先んじて徳川家の一員として伏見籠城「討死」の覚悟を決めては、「天下の士に義を進る手始とならんと存る所也」(『武士道全書』三五八頁)と語っていた。儒教的な教養の浸透とは、注(7)に引用した『明君家訓』流の定式化を通じて、かかる発想が武士の末端へと広がっていくことに他ならず、そこにこそ幕末における一薩摩藩士の「古より大義之為に父母妻子をも顧ず命を捨候儀、士たる者之職分にて、甘心仕る可き儀に御座候」(日本史籍協会『大久保利通文書』(東京大学出版会、昭和四四〜四八年)第一卷三一頁)との言があったのである。

(18) 『水戸学』三五七頁〜三五九頁。行論に云う(並存せしめて)とは、会沢が、「國天下ノタメニ命ヲ掛ル」にしろ、「其君ノタメニ身命ヲ抛」つにしろ、いづれの立場を取るにしても、これを「(臣ガ)各々志ニ從テ身ヲ致スコト即チ天道ナリ」と説いていることを指す。ちなみに、立場の選択が問題になるのは、「國天下ノタメニ」働く、すなわち「道」に従って「民ヲ治ル」ことと、「其君ノタメニ」尽力することとの間に矛盾が生じた場合である。会沢の発言は、「君ヲ諫テ聴カザルトキニハ、其國ヲ去ランヨリハ、死ヲ以テ諫ルコト忠ニ非ズヤ」の問に対して「是、其時ニヨリ、其事ニヨリ、其君ニヨリ、其臣ニヨリテ相応ノ処置アルベシ。一概ニハ論ジガタシ」と答え、これを敷衍してのものであった。かかる論議の経緯を踏えて補足するなら、「道」「善悪」と「主君」との狭間にあつての「臣」の「去就」については、行論に述べて述べるころの武士のモレーズの在り様に応じて、幾つかの立場があり得た。「従来の武士の氣組を本質的にはそのままの姿でうけつこうとする」「武士道」(相良享『日本人の伝統的倫理観』(理想社、昭和三九年)六二頁)の系譜においては、規範的・判断を放棄して、「主従の契」に殉ずる姿勢が培われていたと云つて良い。「主君の味方として、善悪共に打任せ、身を擲て居る御家来は他事無き者也」(『三河物語 葉隠』二二三頁)「諫言の末に、なお主君の御悪事之有る時、弥御味方仕、何とぞ世上に知れ申さざる様に仕る可き事」(同前三〇八頁)等々、「葉隠」が説く所には、その典型を見ることが出来る。これに対し、「社会的立場の変化に應じて武士の生き方を、儒教の理解のもとにあらたに反省して生まれた」「士道」(相良享、同前六二頁)の流れにあつては、「君に道無く政に法無きときは、或はこれを諫むること

しばし、或は力をつくして身を収めて、君の開悟をまつといへども、時勢ともに然るときは、君子ここに留まらざる也」(山鹿素行「山鹿語類」『山鹿素行全集』第六卷八八頁)と説かれる如く、その極に、「道」に従っての君臣関係の解除の主張が為されている。臣ハ君ニ手伝ヒテ民ヲ治ル役人ニシテ、其君一身ノ使ヒモノニ非ズ」(『水戸学』三五四頁)と断ずる会沢安の『人臣去就説』も、「君其道ヲ行ハザル時ハ退クベシ」(同前三五六頁)と、同様の主張に貫ぬかれたものであった。ただし、「士道」の系譜にあっては、それは必ずしも一般的な議論ではない。先にその論ずる所を引用した室鳩巢『不亡抄』では、この問題に関して「其君悪事あるとき命を塵芥に輕し、敵の鋒を欺の心を以て其君の怒りを犯して諫こと尤なり、主君用いざる時相ともに怒を生じ、忠をひるがえす事大なる誤なり。……主君用いざるといふとも、退心を止め忠貞に立帰り、難に趣て死を共にすべし」(『日本経済叢書』第三卷五八頁)との説が為されていたが、却ってこうした主張が通例であり、武士に浸透して一般的であった。「道」に従うことと「其君」に殉ずることの両全を期すべく、「其国ヲ去ランヨリハ、死ヲ以テ諫ルコト忠に非ヤ」の「諫死」の論が、ここに広がる。そして、それは、行論で指摘する如く、「国天下ノタメニ命ヲ掛ルコト」と既存の「奉公」命題たる「其君ノタメニ身命ヲ抛」つことの接合・癒着に他ならなかった。

(19) 『橋本景岳全集』上巻五頁。

(20) 「吉備温故秘録」『吉備群書集成』(吉備群書集成刊行会、昭和六〇八年)第一〇卷三三三頁。

(21) 慶安二(一六四九)年の「老中・組頭・物頭ニ口上申聞」では、「国治さかへ候へハ我等へノ奉公、我等ハ上様へノ忠と存候」

『池田光政日記』(山陽図書出版株式会社、昭和四二年)五九九頁)と語られており、このことがより鮮明に窺えよう。

(22) 詳しくは、小野寿人、前掲書五九七四頁、和辻哲郎『日本倫理思想史』(岩波書店、昭和四七年)下巻三六六～三九八頁、今中寛司『近世日本政治思想の成立』(創文社、昭和四七年)三六四～三八〇頁参照。

(23) 近藤磐雄『加賀松雲公』(明治四一年)下巻四八五頁。

(24) 「銀臺附録」『肥後文獻叢書』(隆文館、明治四二～四三年)第一卷八三頁。

(25) 支配を正統化する超越的な原理が、同時にその支配を規制する原理たることは云うまでもない。幕府の寛政改革の立役者の言を通じて或る程度窺い知れる、かかる規制原理としての定着は、幕府改革派勢力の内面に分け入る最初の段階で、よりはっきりとこれを知らることが出来る。

(26) 渋沢栄一『栄翁公伝』(岩波書店、昭和二年)一一六頁。

(27) 『荻生徂徠』三四八頁。

(28) 山県大武は、「天に二日なく、民に二王なし、……今それ衰乱の国は、君臣その志を二にし、禄位その本を二にす、故に名を好む者は彼に従ひ、利を好む者は此に従う。名利相属せずして、情欲分る」(岩波文庫『柳子新論』二二頁)と幕藩体制の君臣関係の曖昧さを突き、「官制を復し、以てその名を正し、礼楽を興し、以てその実を示す」(二三頁)べく王政復古を志向した。このことによる明和事件(一七六七年)や、それに僅かに先立っての竹内式部の宝曆事件(一七五八年)は、そうした矛盾が現実的な形をとった数少ない事例と見る事が出来よう。

(29) 『熊沢蕃山』一五一頁。ちなみに、蕃山は、この言に続けて「天下の人は是を見て、威も力もなき人を日本の主筋とし、かくの如くあがめ奉り主君となしてかしまり給へるは誠に道ある君なり、我等いかで国・郡を給はりながら忠を存ぜざらむやと、むかし賊心ありし者も、たちまちひるがえして普代の思ひをなせり」と説き、朝廷を奉戴することを以て「將軍家御冥加のため也」としていた。

(30) 勿論、それは、大名の將軍への臣従を説く立論につながる(前注参照)。なお、国学の系譜をも含めたその具体的な動向については、本節中に後述する。

(31) このことは、外様の諸藩士にあつての対幕府関係において、とりわけ著しい。ペリー来航時の吉田松陰の憤激、「近時一種の憎むべき俗論あり。云はく、江戸は幕府の地なれば御旗本及び御譜代・御家門の諸藩こそ力を尽さるべし、国主の列藩は各々其國を重んずべきことなれば、必ずしも力を江戸に尽さずして可なりと。嗚呼、此の輩唯に幕府を敬重することを知らざるのみならず、実に天下の大義に背きものと云うべし」(山口県教育委員会『吉田松陰全集』(岩波書店、昭和十五年、以下『松陰全集』と略す)第一巻二九八頁)からは、そうした在り様ははっきりと窺えよう。

(32) 『水戸学』二二〇～二二二頁。又、会沢安「迪彝篇」岩波文庫『新論・迪彝篇』二六五～二六七頁参照。

(33) 同前 二六七頁。

(34) 例えは、山鹿素行は以下の如く述べて、「本朝を以て中国と為る」(『中朝事実』『全集』第一三卷一八頁)所以を明らかにしている。

「帝、皇極を人皇の始に建てて規模を万世の上に定め、而して、中国(本朝)明らかに三綱(君臣の分・父子の親・男女の別)の遺るべからざることを知る。故に、皇統一たび立ちて億万世これに襲つて變ぜず、天下皆正朔を受けてその時を貳にせず、万

國、王命を禀けてその俗を異にせず、三綱終に沈淪せず、徳化塗炭に陥らず。異域の外国豈企て望むべけんや。(同前四一頁)

淺見綱齋がその『中国弁』において語る一節、「吾国天地開けて已来正統つづき万世君主の大綱変ぜざる事、是れ三綱の大なるものにして、他國の及ばざる所にあらずや」(伝記学会『増補山崎闇齋と其門流』〔明治書房、昭和一九年〕八頁)も、素行が斯く述べると同じ趣旨と見るべく、いづれも儒教的な立場から「皇統」の「百代連綿」に「名分」規範遵守の歴史事実を読み込んで、これを以て「本朝」「吾国」の価値的な優越性を明示しようとする議論に他ならなかった。

素行や崎門派朱子学の日本版「中華」説とも云うべきこのような立論に対し、儒教道徳を「其ノ旨をきはむれば、ただ人の國をうばむがためと、人に奪はるまじきかまえとの、二つにはすぎずなもある」(本居宣長「直毘靈」『本居宣長全集』〔吉川弘文館、大正一五〇昭和三年〕第一卷五四頁)と批判しつつ、「漢意」「さかしら」を排して「神國」の「神國」たる所以を説いたのが、宣長によって確立された国学の門流であった。

「吾天皇尊はしも、然るいやしき國々の王どもと、等なみには坐まさず、此ノ御國を生成たたまへりし神祖命の、御みずから授賜へる皇統にましく、て、天地の始メより、大御食國と定まりたる天ノ下にして、大御神の大命にも、天皇悪く坐シまさば、莫まつるひいそとは詔たまはずなれば、善く坐サむも悪く坐サむも側よりうかがひはかり奉ることあたはず、天地のあるきはみ、月日の照す限りは、いく万代を経ても、動き坐サぬ大君に坐セリ」(同前五九頁)

宣長が斯く論ずる如く、その「神國」思想は、記紀の神話を「実事」と見做して「天皇」を「天照大神御の御子」のと受けとめ、これを善悪を越えた彼岸に置いて絶対化、かかる前提の上に立つて、そうした「天皇」を戴く「皇國」を「万国に勝れたる」と説くものに他ならなかった。

なお「神國」思想それ自体の淵源については、田村円澄「神國思想の系譜」『史淵』(九州大学)七六号を参照。

(35) 『新論・迪彞編』六頁。

(36) 「國体と云ふこと、宋時の書など往々之れあり、我邦の書には未だ見当らず。水府に於て云ひ出せしことか」(山県太華「講孟西記評語」『古田松陰全集』第三卷六〇六〇七頁)と受けとめられていた後期水戸学の「國体」論は、基本的には儒教的「名分」論の立場から、「皇統」の「百代連綿」に「君臣上下」「君臣の義」保守の歴史事実を見て、これを以て「神州」「皇國」の対外的な価値づけを目指す議論に他ならなかった。ただ、会沢安「新論」「國体」三章を見るに、「臣の君分」「君臣の義」(忠)は、「父子

の親(孝)と共に「天祖」「神聖」の作為に出ずるものとされ、「皇統」の「一姓歴々」につながるその規範の遵守は、「神聖・忠孝を以て国を建て」て以来の「遺風余烈」によるものと見做されていた(『新論・迪彝編』三一頁)。しかも、「天祖」以来の伝統として「尚武」と「愛民」とが併せ押さえられ、これらも、「国体の尊嚴」を織り成すものとされていた。藤田東湖が『弘道館述義』に述べる次の一節からも、水戸学「国体」論のかかる在り様を、読み取ることが出来る。

「蓋し蒼生安寧、ここを以て宝祚無窮なり。宝祚無窮、ここを以て国体尊嚴なり。国体尊嚴、ここを以て蛮夷戎狄率服す。四者循環して一のごとく、おのおの相須ちて美を濟す。而してその然る所以のものは、未だ始めより斯道の致すところに在らずんばあらざるなり。その道たる光明正大、固より一二もて数へ易からず。然れども嘗みに窃かに神皇經綸の迹を瞻仰し、後世の名を以てこれを述ぶれば、すなわちその要、三あり。曰く敬神、曰く愛民、曰く尚武、と。古史、簡なりといへども、しかもその大体は彰明較著にして、誣ふべからざるなり。……天皇すでに天日之嗣を承けて、蒼生を撫育し、また太陽の出ずる所に抛りて、万方に君臨したまふ。恩・威、兼ね施し、仁厚勇武、並び行はれて相悖らざるものは、蓋し神皇、立極の大体にして、神州の字内に冠絶する所以は、それまたここに在るか」(『水戸学』二七五頁)

(37) 後期水戸学に関して云えば、その「国体」論は、真木和泉・吉田松陰等尊攘派の急進分子は云うに及ばず、佐久間象山・横井小楠・橋本左内等、幕末の開明派の系譜にも、或は又島津斉彬・松平慶永等、いわゆる「賢侯」グループの間にも広く受け入れられていった。後に引く象山や斉彬の発言からは、その一端が窺えよう。なお、国学をも併せ含めたその立論の浸透に関しては、芳賀登『幕末志士の生活』(雄山閣、昭和四〇年)二二九〜二四八頁を参照。

(38) 『日本思想体系・五一』国学運動の思想』(岩波書店、昭和四六年)四一頁。

(39) 同前 二〇九頁。

(40) これらの立論、教説をも含めた国学思想の政治的性格に関しては、松本三之介『国学政治思想の研究』(未来社、昭和四七年)を参照。

(41) 『松陰全集』第三卷六一〇頁。

(42) 信濃教育会『増訂 象山全集』(信濃毎日新聞社、昭和九〜一〇年)第二卷三一〜三八頁。

(43) 島津斉彬文書刊行会『島津斉彬文書』(吉川弘文館、昭和三四〜)中巻二〇四頁。

(44) 『松陰全集』第八卷三三二頁。

- (45) 『水戸学』二九六頁。
- (46) 「又読む七則」『松陰全集』第四卷一八六頁。
- (47) 『北大法学論集』第二九卷第三・四号四三〇頁。
- (48) 松平慶永建議草稿（安政元年二月）『昨夢紀事』第一卷一七七頁。
- (49) 「征夷大將軍は征夷の二字に御相当遊ばされず」（水戸藩士某、勝海舟「まがきのいばら」『全集』第一一巻五〇二頁）「征夷果して何の意ぞ、全く心肝なきに似たり」（吉田松陰「松陰詩稿」『全集』第七卷二二二頁）等の発言からも、同様の動きを看取ることが出来る。ちなみに、この点に関しては、福地源一郎がその『幕府衰亡論』において、以下の如く述べている。
- 「この際（大老井伊直弼の横死以後、但しペリー来航の直後から頭在化していたことは、行論中の引用文より明らかである）よりして慶応の末に至るまで、京師も幕府も、尊攘党も開国党も、挙げて皆名義に惑いたるは、征夷大將軍の職名の『征夷』と云へる二字にてありき。京師にて『征夷大將軍とあるに鎖攘を行なわざるは如何』と責むれば、幕府にても『実に征夷の二字に対しても申訳これなく候』と謝し、尊攘党のために『征夷は如何々々』と語られて、『恐入りたり』と困却したるは不思議千万なりと云うべし。（中略）万延・文久に至り『攘夷』の文字を新たに用いたるがために、たちまち『征夷』の『夷』の字と『攘夷』の『夷』の字とを同意同実のもの如くに解釈し、征蝦夷將軍はすなわち攘外夷將軍なりと附会し、征夷大將軍には初めより毫釐の關係もなき外夷攘斥を以てその当職なりと責めたるは、怪しむべきの極なりとす」（平凡社、東洋文庫版一二一～一二二頁）。
- (50) 『昨夢紀事』第三卷一五七頁。
- (51) 末松謙澄『防長回天史』（東京国文社、大正二〇年）式 一三三頁。
- (52) その詳細に関しては、井野辺茂雄『幕末史概説』二二〇～二二八頁、二三四～二四七頁、芝原拓自『明治維新の権力基盤』（御茶の水書房、昭和四〇年）一六四～一七〇頁等参照。
- (53) 『水戸藩史料』上編坤四二六頁。
- (54) 勝海舟「まがきのいばら」『全集』第一一巻五〇〇頁。
- (55) 『水戸藩史料』上編坤七一〇頁。
- (46) 同前 八〇四頁。
- (57) この点に関しては、徳富『国民史』第四三巻二〇六～二二四頁参照。なお、誠忠組がその後には公武合体路線へと接近していった

動きを併せ含めては、毛利敏彦『明治維新政治史序説』八八～一〇七頁を参照。

(58) 徳富『国民史』四二卷三二～三四四頁参照。

(59) 『都日記』『有馬新七先生伝記及遺稿』二九八頁。

(60) (61) (62) (63) 『大疑問答』同前二〇九～二一一頁。

(64) 吉田松陰が「拙者考へ候所にては天下に真勤王・偽勤王之れあり」(『全集』第九卷二五一頁)とする所以の一端は、おそらくここにあったであろう。又、「皇統」の価値的な上昇が多分に政治力学的な変化の反映であつてみれば、水戸の「持重」論者の目に「大諸侯は」模様により幕府へ付き奉る可く、京都へも従い奉る可く、我が為よろしき方に帰す可しとの心腹は勿論の事に御座候(石河幹修、『水戸藩史料』上編坤九三七頁)と映じていた如く、日和見が大名層―藩権力の平均的動向を成していたことも、蓋し当然であらう。

(65) 『水戸藩史料』上編坤八六四頁。

(66) 小田村伊之助・久保清太郎・久坂玄端宛書翰(安政六年三月)『松陰全集』第九卷二九五頁。

(67) 『大疑問答』『有馬新七先生伝記及遺稿』二一〇頁。

(68) 「又説む七則」『松陰全集』第四卷一八六頁。

(69) (70) 黙霖との往復書翰(安政三年八月)『松陰全集』第八卷五一八～五二二頁。

(71) 『三河物語 葉隠』二五三頁。

(72) 『水戸藩史料』上編坤七三九頁。

(73) 勝海舟「まがきのいばら」『全集』第一卷五一六～五一七頁。

(74) 吉田松陰「狂夫の言」『全集』第五卷一〇六頁。

(75) 「松陰詩稿」『全集』第七卷二〇五頁。

(76) 『松陰全集』第五卷一〇六、三七三頁、第七卷一九八頁、第九卷二二三頁等。

(77) 藩主宛上書(文久元年)『有馬新七先生伝記及遺稿』三七〇頁。

(78) 『水戸藩史料』上編坤七七八頁。

(79) 尊攘派の急進分子に広がりを見せた「狂愚」の自称、その多くの事例と意味とについては、徳重浅吉『維新精神史研究』(立命

- 館出版部、昭和九年）二二三～二三六頁・二五五～二五七頁、鹿野政直「維新への序曲」『日本の思想』幕末思想集（筑摩書房、昭和四四年）二四～二五頁を参照。
- (80) 『三河物語 葉隠』二二二頁。
- (81) 同前 二五一～二五二頁。
- (82) 『水戸学』一六七頁。
- (83) 勝海舟「まがきのいばら」『全集』第一一巻五〇一頁。
- (84) (85) 『水戸藩史料』上編坤七八〇頁。
- (86) (87) 「松陰詩稿」『全集』第七卷二〇四頁、二〇五頁。
- (88) 入江杉藏宛書翰（安政六年三月）『松陰全集』第九卷二七七頁。
- (89) 幕末へとそのままに受け継がれていった天和三（一六八三）年の『武家諸法度』には、その第五項目に「企ニ新儀ニ、結ニ徒党ニ、成ニ誓約ニ、私之閑所、新法之津留、制禁之事」（『武家思想』四五八頁）と記されている。
- (90) 「講孟余話」『松陰全集』第三卷三一九～二〇頁。
- (91) (92) 「講孟劄記評語」同前五九二～五九四頁。
- (93) 北山安世宛書翰（安政元年四月）『松陰全集』第九卷三二六頁。
- (94) 『水戸藩史料』上編坤八二三頁。

Reformist Tokugawa Officials during the Bakumatsu to
Mid-Meiji Era : Some Problems of Nation-building
and Loyalty Shifts (2)

Hisashi KIKUCHI*

Introduction

I The Genesis of Reform Movement in the Bakufu Government

: Loyalty in the Tokugawa Regime, the Beginning of Discrepancy between the Idea and its Social Background

- 1. Reforms in the Bakufu Government 1853-1860**
- 2. Growing Split in the traditional idea of Loyalty among the Bakufu Reformists**

II Development of Reform Movement in the Bakufu Government and Differentiation of Factions within it

: Emergence of an idea of "nation", individuation and Loyalty Shifts

III The Remnant of the Bakufu Reformists vis-à-vis Nation-building under the Meiji Oligarchy

: Conflicting ideas of Loyalty and its settlement

Conclusion

The author intends to analyze the thought and behaviour in the Bakufu reformists and throws light upon one of most important but so far neglected aspects of the Meiji Restoration.

Nation-building in late nineteenth century Japan had two aspects.

* Assistant, Faculty of Law, University of Hokkaido

On the one hand, it was necessary to break down the feudal system and to establish a centralized government. On the other hand, the people should be liberated from the bondage of old society and be reorganized into one nation.

It is well known that some parts of the ruling class, *bushi*, took the initiative of these revolutionary changes. They reexamined and changed their views of the world and life, particularly their ideas of Loyalty, and did the task.

Among Japanese scholars, the Sonjo-Tobaku radicals have been taken to represent these dramatic changes of ideas. However, the moderate Bakufu reformists, their political rivals, also shared the same ideological problems with them.

Reformist made efforts to strengthen the Bakufu government and build a nation state under it. And after civil war, although they were political loser, some of them continued the efforts to make a new Japan from within the Meiji government or from outside of it. In these activities, there laid the same problems.

The author starts from this issue and try to analyze their loyalty shifts and their attitude toward the task of nation-building.

In the preceding part of this article (which has been published in "The Hokkaido Law Review" Vol. XXIX No. 3・4), the author shows the subject (intro) and explains the political process in which the Bakufu reformists made their appearance (I-1). In the present part (I-2), it is discussed that *bushi's* loyalty began to turn against the Tokugawa regime and that this loyalty shift was carried out not only by the non-Bakufu groups but also by the Bakufu reformists.

(to be continued)